

直監告示第 3 号

令和 7 年 12 月 5 日付 直監告示第 22 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 8 年 1 月 23 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

総合政策部防災・地域安全課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	講じた措置	完了（予定）時期
契約関係	<p>① 「令和 6 年度のおがたコミュニティ無線設備保守点検業務委託契約締結について（直防第 000009 号）」について、見積提出依頼の理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利）となっており、契約締結では同第 5 号（緊急の必要により競争入札に付すことができない）とされている。見積提出依頼と契約締結の適用条項の整合性が取れていない上に、本契約の適用条項は「当初の施工者と一貫した業務が必要」としていることから、同第 2 号に基づくものと思われる。契約締結では、業者提出の見積書は 1,100,000 円（税抜）であるが、契約締結には見積額は、874,000 円と記載されており、起案文書及び請負契約書案の契約金額では 1,210,000 円（税込）とされている。</p> <p>また、業務等検査調書（直防第 000793 号）では、直方市事務代決及び専決規則別表第 1 契約関係では 100 万円以上の検査員は課長のところ係長としている。随意契約の適用条項は厳格に運用するとともに、決裁過程においては、各規定の遵守と管理監督者は添付帳票の内容や決裁区分のチェック確認を厳に行われたい。</p>	<p>① 「コミュニティ無線設備保守点検業務委託契約」については、コミュニティ無線を設置した事業者に継続して随意契約にて保守契約を結んできました。保守業務は「当初の施工者と一貫した業務が必要」との認識から随意契約をしてきましたが、書類の作成に際し、過去の事績を安易に複写することを繰り返していたこと及び管理監督者としてのチェックが機能していないかったことにより、整合性の取れていない書類の作成につながりました。</p> <p>今後は、書類の作成に際し、過去の事績参照するのではなく、直方市契約規則を遵守した上で、適切に作成するよう、課内にて研修を行い、指導しました。特に金額については、各種決裁内容及び挙証資料に誤りがないか特に注意をしながら作成し、管理監督者も間違いを見落とすことのないように、厳に注意をしながらチェックしていきます。</p> <p>また、検査員については、直方市事務代決及び専決規則を常に参考し、検査時に思い込みにより検査員を間違えることがないようにするとともに、管理監督者もチェックの際には常に規則を参考し、適切な処理区分となっているか、厳に確認するようにしていきます。</p>	令和 8 年 1 月 6 日
	<p>② 「直方市防犯灯新設及び保守業務委託変更請負契約書（第 1 回）」について、（直防第 000783 号）と（直防第 000795 号）が重複しており、直方市事務代決及び専決規則別表第 1 契約関係では部長決裁のところ課長とされている。他にも同様の決裁区分の誤りが散見されるため、決裁区分の確認を厳に行い、規則に則って適切に処理されたい。</p>	<p>② 直方市文書規程では、「文書の適正な管理を図り、市政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようとする」と定められており、文書規程を遵守して適正に処理するよう努めます。決裁区分についても直方市事務代決及び専決規則別表第 1 を遵守するよう、課内にて研修を行い、指導いたしました。</p>	令和 8 年 1 月 6 日

補助金関係	<p>① 「直方市自治組織活動交付金」に関して、文書管理システムでの申請書の収受、交付決定の起案、実績報告の収受処理がなされていないため、直方市文書規程第 10 条及び同第 11 条に則した処理をされたい。</p> <p>直方市自治組織活動交付金交付規則第 3 条第 4 項で、交付対象となる世帯数は「前年度の収支決算書に記載している世帯数とする。」とされているが、申請書兼請求書に記載された世帯数と添付されている決算書の世帯数が符合しないものがあるため、照合し確認の上、交付規則に則った適切な処理をされたい。</p>	<p>① 「直方市自治組織活動交付金」に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文書管理システムの改善 <p>申請書の収受、交付決定の起案、実績報告の収受処理について、文書管理システムの運用方法を見直しました。具体的には、定期的なチェックリストを作成し、処理状況を確認する体制を整えます。あわせて、直方市文書規程に関する課内研修を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯数の照合および確認 <p>申請書兼請求書に記載された世帯数と添付された前年度の収支決算書の世帯数について、課内にて再点検を実施し、現状を詳細に分析した上で、矛盾が生じているケースを特定しました。今後、新たな書類提出がある際には、世帯数の照合を徹底する手順を新たに導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理監督者による定期的な書類点検の実施 <p>今後は、管理監督者により、決裁後文書等の点検を定期的に実施し、文書管理や交付金に関連する手続きが規程通りに運用されているかを確認する仕組みを整えます。この取り組みにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>※上記の対応策を講じることで、指摘された問題を解決し、さらなる改善を図ります。</p>	
② 「直方地区交通安全協会補助金」について、実績報告書（直防第 000796 号）に収支決算書（見込）が添付されているが、（見込）の段階では直方市補助金交付規則第 14 条第 1 号及び第 2 号に該当するものにはならないため、確定後の決算書を添付するか、又は当該資料を採用しなければならないのであれば、同第 3 号として市長決裁をとられたい。	<p>② 直方地区交通安全協会では、3 月末の時点では収支決算書（見込）の作成しかできないとのことであるため、今後の実績報告書では、直方市補助金交付規則第 14 条第 3 号により、市長決裁とします。</p>	令和 8 年 1 月 6 日	
その他事務関係	<p>① 「令和 6 年度 遠賀川合同巡視（直方出張所管内）」について、報告書（復命）はあるものの、出張に関する伺が見られない。直方市職員等の旅費に関する条例第 4 条では「旅行命令権者の命令または依頼のよって行わなければならぬ。」とされていることから、条例に則し適切に処理されたい。</p>	<p>① 遠賀川合同巡視では、国交省が管理している遠賀川の重要拠点の視察を毎年行っており、公用車で小竹町の拠点までいくこともある。今後の巡視では、巡視場所を事前に確認し、市外に出る場合は、直方市職員等の旅費に関する条例を遵守して、事前に旅行命令権者の命令を受けるよう指導しました。</p>	令和 8 年 1 月 6 日
	<p>② 「高齢者運転免許証自主返納支援事業実施のため」（支出命令番号 28822）について、報償金を資金前渡で支払うべきところ、通常払いいで処理したため手書き精算書での処理することとなっており、精算書の備考欄の金額も誤っている。支出命令を起票する際は、支払方法等を厳に確認されたい。</p>	<p>② 高齢者運転免許証自主返納支援事業では、免許の自主返納をした高齢者に金券を交付するため、特に正確な事務処理が求められます。事務処理にあたっては、適切な処理となる資金前渡での支払や金額誤りが発生しないよう、すべてに細心の注意を払い、適切な処理を行うよう、指導しました。あわせて、支出命令起票の際には、管理監督者においても支払方法等に誤り等がないかを厳に確認していきます。</p>	令和 8 年 1 月 6 日